

〈3〉「企業における営業秘密管理に関する実態調査」その概要と留意点

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター リスクマネジメント部 制度グループ

入来 星衣

はじめに

近年、グローバル化の進展等による国内外へ技術情報が流出するリスクが拡大しており、特に、高度な技術を保有している企業は、大企業だけでなく中小企業であっても、国際的な競争の中で技術獲得のターゲットになっている¹。サイバー空間においては、単なる金銭目的ではない、軍事転用可能な技術や知的財産の窃取を目的とした国家の関与・支援の疑われる持続的標的型攻撃(APT)といったサイバー攻撃が確認されている。その他にも、コロナ禍を経てリモートワークが普及した今、国外のIT労働者が国籍や氏名・経歴を偽ってフリーランスのリモートワーカーとして業務に従事している状況が把握されており、企業の内部ネットワークへのアクセス権限を悪用した技術情報の窃取や、特定国からの指示による情報漏洩のリスクが深刻化している²。また、日本から国外に輸出される製品や無償提供用のサンプル等の貨物や海外からの研修生の受入れや技術指導、日本の企業や研究機関にいる外国人留学生や研

究員へのいわゆる「みなし輸出」等を通じて国外に提供される技術は、兵器として使われる、あるいはその素材に利用されるリスクがある³。そのため、安全保障貿易において輸出管理を行うことは必須となっている。

輸出管理とは、我が国を含む国際的な平和と安全の維持のために、大量破壊兵器や通常兵器に用いられる可能性がある貨物や技術が懸念国や懸念のある需要者に供与されないよう管理するもので、日本においては、外国為替及び外国貿易法(外為法)に従い、企業が貨物の輸出や技術の提供を行う際に、軍事転用のリスクについて事前に確認することが求められている³。国際的には、大量破壊兵器(WMD)や通常兵器そのものを規制する条約やその開発等に用いられる貨物の輸出や技術の提供を管理する「国際輸出管理レジーム」により統制されている⁴。米国でも、安全保障の観点から輸出管理規則(EAR)を定め、自国の重要技術の保護を強化しており、一定の条件のもとで域外の日本の企業に対しても、米国企業と同様の管理を求めている⁵。輸出管理の対象

¹ 経済産業省「技術情報管理認証制度(TICS)について」https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/pdf/outline.pdf

² 公安調査庁「令和7年内外情勢の回顧と展望」<https://www.moj.go.jp/content/001437644.pdf>

³ 経済産業省「安全保障の輸出管理への入門」https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/anpo_level1.pdf

⁴ 経済産業省「安全保障貿易管理の概要～安全保障貿易管理(初級編)説明会～」https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/anpo_level2_kako.pdf

⁵ 一般財団法人安全保障貿易情報センター「米国輸出管理規則(EAR)の概要解説」<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/67-20230614.pdf>

は、リスト規制の対象となる高性能な製品や技術以外の汎用品であっても、軍事転用の可能性がある場合、キャッチオール規制の対象となり、用途確認と需要者確認を行う義務が課される³。輸出管理体制の不備による外為法違反が発覚した場合、刑事罰や輸出禁止期間の設定等の行政制裁を科されるだけでなく社会的信用の失墜や企業イメージの低下のリスクもある³。

企業にとっての不正競争防止法上の営業秘密が輸出管理の対象となる技術情報でもある可能性がある。企業等が国外に提供する技術情報が、そもそも営業秘密として他の情報と区別されていなかった場合、本来アクセスを許可するべきではない外国籍の従業員等がアクセスしてしまうリスクや輸出管理として外為法上必要な確認を経ず誤って提供してしまうリスクも生じやすい。企業等が保有している営業秘密の意図しない流出を未然に防ぐためにも、社内の技術情報やノウハウを明確に営業秘密として特定し、管理することが、外為法に基づく安全保障の観点からの管理にも資すると考えられる。

企業における営業秘密管理に関する実態調査の概要と留意点

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では 2025

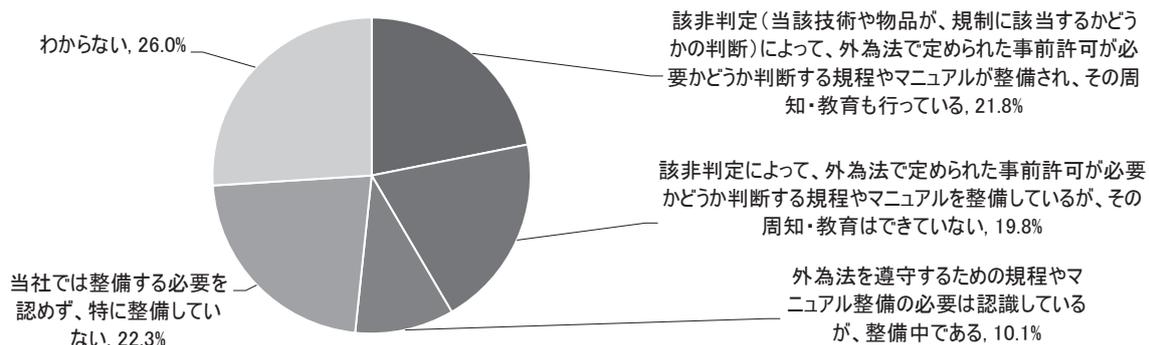


図 1-1 外為法を遵守するための社内の輸出管理体制の整備状況 (n=1200)

製造業では、従業員数 301 人以上の場合、「わからない」は 18.0%、「当社では整備する必要を認めず、特に整備していない」は 8.0% に留まり、過半数が

年 8 月に「企業における営業秘密管理に関する実態調査 2024」報告書を公開した⁶。本調査は、コロナ禍を経て定着したリモートワーク、取引先や委託先等の企業を足掛かりに大企業への侵入を試みるサプライチェーンを狙ったサイバー攻撃の増加など、技術情報等の営業秘密を取り巻く環境の変化を踏まえて、2020 年度に実施した調査（以下、「2020 年度調査」）に継続して実施されたものである。ここでは、安全保障貿易・輸出管理の観点から、調査結果を紹介する。

1. 輸出管理体制の整備状況

営業秘密を含む技術情報や物品の海外への持ち出しに際しては、不正競争防止法に加え、外国為替及び外国貿易法（外為法）にも対応する必要がある。

非製造業を含む全体では、外為法を遵守するための社内の輸出管理体制の整備状況について、最も割合が大きかったのは「わからない」で 26.0% であり、次いで外為法を遵守するための社内の輸出管理体制について「当社では整備する必要を認めず、特に整備していない」が大きく、22.3% であった。

外為法を遵守する必要性を認識していた。一方で、従業員数 300 人以下の製造業の場合、外為法を遵守するための社内の輸出管理体制の整備状況が「わか

⁶ IPA 「企業における営業秘密管理に関する実態調査 2024」報告書 <https://www.ipa.go.jp/security/reports/economics/ts-kanri/tradecret2024.html>

らない」のは 25.0%、「当社では整備する必要を認めず、特に整備していない」は 29.3%であり、半数以

上が外為法を遵守する必要性を認識していなかった。



- 該当判定(当該技術や物品が、規制に該当するかどうかの判断)によって、外為法で定められた事前許可が必要かどうか判断する規程やマニュアルが整備され、その周知・教育もやっている
- 該当判定によって、外為法で定められた事前許可が必要かどうか判断する規程やマニュアルを整備しているが、その周知・教育はできていない
- 外為法を遵守するための規程やマニュアル整備の必要は認識しているが、整備中である
- 当社では整備する必要を認めず、特に整備していない
- わからない

図 1-2 外為法を遵守するための社内の輸出管理体制の整備状況（製造業、n=600）⁷

2. 営業秘密管理の実態と実施している対策

輸出管理と営業秘密管理の両方において、営業秘密との区分及び格付は重要である。また、営業秘密の漏えいに気付くことができるようなサーバのアクセスログの確認等の技術的対策は、安全保障の観点

からも重要である。

営業秘密との区分及び格付の実施について、非製造業を含む全体では、「営業秘密とそれ以外の情報とを区分していない」が 22.3%、「わからない」が 16.2%であった。

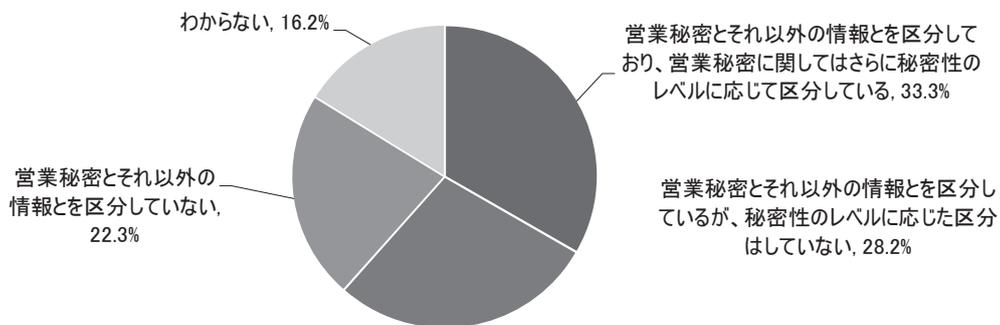


図 21 営業秘密の区分及び格付け実施の有無（n=1200）

製造業では、従業員数 301 人以上の場合、「営業秘密とそれ以外の情報とを区分していない」が 7.3%、「わからない」が 13.7%に留まった一方で、従業員

数 300 人以下の場合、「営業秘密とそれ以外の情報とを区分していない」が 31.0%、「わからない」が 14.7%となった。

⁷ 2025 年 8 月 29 日公開の「企業における営業秘密管理に関する実態調査 2024」報告書をもとに再作成